

(参考) 監督職員からの通知書類

(参考：監督職員からの通知書類)

番号	書類名	通知部数	様式	内 容	通 知 先	通知期限	参照頁
1	監督職員について(通知)	1	4 - 1	契約書(A)第18条による。	受注者	監督職員を 定めたとき	- 参 - 1
2	監督職員の変更について(通知)	1	4 - 2	契約書(A)第18条による。	"	監督職員を 変更したとき	- 参 - 2
3	監督職員について(通知)	1	4 - 3	契約書(B)第18条による。	"	監督職員を 定めたとき	- 参 - 3
4	監督職員の変更について(通知)	1	4 - 4	契約書(B)第18条による。	"	監督職員を 変更したとき	- 参 - 4
5	監督職員について(通知)	1	4 - 5	契約書(C)第18条による。	"	監督職員を 定めたとき	- 参 - 5
6	監督職員の変更について(通知)	1	4 - 6	契約書(C)第18条による。	"	監督職員を 変更したとき	- 参 - 6
7	監督職員について(通知)	1	4 - 7	契約書(D)第18条による。	"	監督職員を 定めたとき	- 参 - 7
8	監督職員の変更について(通知)	1	4 - 8	契約書(D)第18条による。	"	監督職員を 変更したとき	- 参 - 8
9	監督職員について(通知)	1	4 - 9	契約書(E)第18条による。	"	監督職員を 定めたとき	- 参 - 9
10	監督職員の変更について(通知)	1	4 - 10	契約書(E)第18条による。	"	監督職員を 変更したとき	- 参 - 10
11	監督職員について(通知)	1	4 - 11	契約書(F)第18条による。	"	監督職員を 定めたとき	- 参 - 11
12	監督職員の変更について(通知)	1	4 - 12	契約書(F)第18条による。	"	監督職員を 変更したとき	- 参 - 12
13	再委託承諾書	1	4 - 13	再委託承諾申請書をうけ、 承諾する場合	"	再委託承諾 申請書の提出 後速やかに	- 参 - 13
14	設計変更実施指示書	1	4 - 14		"	速やかに	- 参 - 14

契約書(A)：土木設計等業務委託契約書

契約書(B)：測量等業務委託契約書

契約書(C)：業務委託契約書(成果物型)

契約書(D)：業務委託契約書(経常型)又は業務委託契約書(長期継続契約用)

契約書(E)：業務委託契約書(システム開発・改修用)

契約書(F)：業務委託契約書(システム運用・保守用)又は

業務委託契約書(システム運用・保守用)(長期継続契約用)

大港湾 第 号
平成 年 月 日株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員について（通知）

標題について、土木設計等業務委託契約書 第 18 条第 1 項及び第 3 項に基づき、次のとおり監督職員を定めましたので通知します。

記

- 1 委 託 名 称 _____
 2 委 託 場 所 _____
 3 監 督 職 員 _____

【土木設計関係】〔業務監督総括業務を担当する。〕

監督職員	担当課長
補助監督職員	担当 担当係長（ ）
監督補助者 （監督担当職員）	担当 係員 担当 係員 担当 係員 （潜水土）

【電気設計関係】〔電気設計関係の監督業務を担当する。〕

監督職員	担当課長
補助監督職員	担当 担当係長（ ）
監督補助者 （監督担当職員）	担当 係員

監督職員とは、監督職員、補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）を総称している。受注者には主として補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）が対応する。また、権限については、土木設計等業務委託契約書 第 18 条第 2 項に規定した事項を有する。なお、監督職員と同様に、本市港湾局職員が委託現場の巡視及び夜間・休日の監督等をする場合も同等の権限を有する。

大港湾 第 号
平成 年 月 日

株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員の変更について（通知）

標題について、監督職員に変更があったので、土木設計等業務委託契約書 第18条第1項及び第3項に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 委託名称 _____
 2 委託場所 _____
 3 変更日 平成 年 月 日
 4 監督職員

監督職員	(元) 担当課長
	(新) 担当課長
補助監督職員	担当 担当係長 ()
監督補助者 (監督担当職員)	(元) 担当 係員
	(新) 担当 係員

(注) 1.変更になった場合には、(元)・(新)を付して表示すること。

大港湾 第 号
平成 年 月 日

株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員について（通知）

標題について、測量等業務委託契約書 第18条第1項及び第3項に基づき、次のとおり監督職員を定めましたので通知します。

記

- 1 委 託 名 称 _____
2 委 託 場 所 _____
3 監 督 職 員 _____

監督職員	担当課長
補助監督職員	担当 担当係長（ ）
監督補助者 （監督担当職員）	担当 係員

監督職員とは、監督職員、補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）を総称していう。受注者には主として補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）が対応する。

また、権限については、測量等業務委託契約書 第18条第2項に規定した事項を有する。

なお、監督職員と同様に、本市港湾局職員が委託現場の巡視及び夜間・休日の監督等をする場合も同等の権限を有する。

大港湾 第 号
平成 年 月 日

株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員の変更について（通知）

標題について、監督職員に変更があったので、測量等業務委託契約書 第18条第1項及び第3項に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 委託名称 _____
 2 委託場所 _____
 3 変更日 平成 年 月 日
 4 監督職員

監督職員	(元) 担当課長
	(新) 担当課長
補助監督職員	担当 担当係長 ()
監督補助者 (監督担当職員)	(元) 担当 係員
	(新) 担当 係員

(注) 1.変更になった場合には、(元)・(新)を付して表示すること。

大港湾 第 号
平成 年 月 日

株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員について（通知）

標題について、業務委託契約書（成果物型）第18条第1項及び第3項に基づき、次のとおり監督職員を定めましたので通知します。

記

- 1 委 託 名 称 _____
 2 委 託 場 所 _____
 3 監 督 職 員 _____

監督職員	担当課長
補助監督職員	担当 担当係長（ ）
監督補助者 （監督担当職員）	担当 係員

監督職員とは、監督職員、補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）を総称していう。受注者には主として補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）が対応する。また、権限については、業務委託契約書（成果物型）第18条第2項に規定した事項を有する。

なお、監督職員と同様に、本市港湾局職員が委託現場の巡視及び夜間・休日の監督等をする場合も同等の権限を有する。

大港湾 第 号
平成 年 月 日株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員の変更について（通知）

標題について、監督職員に変更があったので、業務委託契約書（成果物型）第18条第1項及び第3項に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 委託名称 _____
 2 委託場所 _____
 3 変更日 平成 年 月 日
 4 監督職員

監督職員	(元) 担当課長 (新) 担当課長
補助監督職員	担当 担当係長 ()
監督補助者 (監督担当職員)	(元) 担当 係員 (新) 担当 係員

(注) 1.変更になった場合には、(元)・(新)を付して表示すること。

大港湾 第 号
平成 年 月 日株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員について（通知）

標題について、業務委託契約書（經常型）又は業務委託契約書（長期継続契約用）第18条第1項及び第3項に基づき、次のとおり監督職員を定めましたので通知します。

記

- 1 委 託 名 称 _____
 2 委 託 場 所 _____
 3 監 督 職 員 _____

監督職員	担当課長
補助監督職員	担当 担当係長（ ）
監督補助者 （監督担当職員）	担当 係員

監督職員とは、監督職員、補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）を総称していう。受注者には主として補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）が対応する。また、権限については、業務委託契約書（經常型）又は業務委託契約書（長期継続契約用）第18条第2項に規定した事項を有する。

なお、監督職員と同様に、本市港湾局職員が委託現場の巡視及び夜間・休日の監督等をする場合も同等の権限を有する。

大港湾 第 号
平成 年 月 日株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員の変更について（通知）

標題について、監督職員に変更があったので、業務委託契約書（経常型）又は業務委託契約書（長期継続契約書）第18条第1項及び第3項に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 委託名称 _____
 2 委託場所 _____
 3 変更日 平成 年 月 日
 4 監督職員

監督職員	(元) 担当課長
	(新) 担当課長
補助監督職員	担当 担当係長()
監督補助者 (監督担当職員)	(元) 担当 係員
	(新) 担当 係員

(注) 1.変更になった場合には、(元)・(新)を付して表示すること。

大港湾 第 号
平成 年 月 日株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員について（通知）

標題について、業務委託契約書（システム開発・改修用）第18条第1項及び第3項に基づき、次のとおり監督職員を定めましたので通知します。

記

- 1 委 託 名 称 _____
- 2 委 託 場 所 _____
- 3 監 督 職 員 _____

監督職員	担当課長
補助監督職員	担当 担当係長（ ）
監督補助者 （監督担当職員）	担当 係員

監督職員とは、監督職員、補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）を総称していう。受注者には主として補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）が対応する。また、権限については、業務委託契約書（システム開発・改修用）第18条第2項に規定した事項を有する。

なお、監督職員と同様に、本市港湾局職員が委託現場の巡視及び夜間・休日の監督等をする場合も同等の権限を有する。

大港湾 第 号
平成 年 月 日

株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員の変更について（通知）

標題について、監督職員に変更があったので、業務委託契約書（システム開発・改修用）第18条第1項及び第3項に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 委託名称 _____
 2 委託場所 _____
 3 変更日 平成 年 月 日
 4 監督職員

監督職員	(元) 担当課長
	(新) 担当課長
補助監督職員	担当 担当係長()
監督補助者 (監督担当職員)	(元) 担当 係員
	(新) 担当 係員

(注) 1.変更になった場合には、(元)・(新)を付して表示すること。

大港湾 第 号
平成 年 月 日

株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員について（通知）

標題について、業務委託契約書（システム運用・保守用）又は業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）第18条第1項及び第3項に基づき、次のとおり監督職員を定めましたので通知します。

記

- 1 委 託 名 称 _____
 2 委 託 場 所 _____
 3 監 督 職 員 _____

監督職員	担当課長
補助監督職員	担当 担当係長（ ）
監督補助者 （監督担当職員）	担当 係員

監督職員とは、監督職員、補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）を総称していう。受注者には主として補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）が対応する。また、権限については、業務委託契約書（システム運用・保守用）又は業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）第18条第2項に規定した事項を有する。なお、監督職員と同様に、本市港湾局職員が委託現場の巡視及び夜間・休日の監督等をする場合も同等の権限を有する。

大港湾 第 号
平成 年 月 日株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

監督職員の変更について（通知）

標題について、監督職員に変更があったので、業務委託契約書（システム運用・保守用）又は業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約書）第18条第1項及び第3項に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 委託名称 _____
 2 委託場所 _____
 3 変更日 平成 年 月 日
 4 監督職員

監督職員	(元) 担当課長
	(新) 担当課長
補助監督職員	担当 担当係長 ()
監督補助者 (監督担当職員)	(元) 担当 係員
	(新) 担当 係員

(注) 1.変更になった場合には、(元)・(新)を付して表示すること。

再 委 託 承 諾 書

大港湾 第 号
平成 年 月 日

株式会社
代表取締役 様

大阪市港湾局長

書きの業務委託のうち、次に示すとおり再委託を承諾します。

記

委 託 名 称	
履 行 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
再 委 託 内 容	再 委 託 承 諾 理 由

平成 年 月 日
(第 号)株式会社
代表取締役 様大 阪 市 港 湾 局 長
(計画整備部 担当)
(課長 印)

設 計 変 更 実 施 指 示 書

本業務委託について、次のとおり設計変更をします。

請負番号	第 号	委託名称		
完了期限	平成 年 月 日	受注者		
設計変更理由ならびに内容			添付図書番号	

(注) 1.この様式による手続きは、軽微な設計変更及び小額変更によるもので、受注者との合意により工期までに契約変更を行うことをもって足りるものに限る。